

鳥取県告示第 850 号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 32 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同条例第 7 条第 1 項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車について、次のとおり告示する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県知事 片 山 善 博

警告書をはり付けた日	放置されている場所	放置自動車の車名、塗色及び自動車登録番号	告示後の取扱い	引取りの方法
平成18年8月9日	米子市旗ヶ崎2002-1 (米子港野積場)	ダイハツ ミラ 黒 筑豊50せ5504	告示日の翌日から起算して6月を経過した日以後に処分	鳥取県西部総合事務所へ申出
〃	〃	ダイハツ ミラ 白 鳥取40ら3110	〃	〃
〃	〃	ダイハツ アトレー 白 鳥取40ふ836	〃	〃
〃	〃	日産 マーチ 白 鳥取57て6994	〃	〃